

お知らせ

新たに「めぐりん」停留所3箇所の運用を開始します

7月1日(金)より、新たに停留所3箇所の運用を開始します。

▷**新しい停留所** 南めぐりん19-2番「菊屋橋」、南めぐりん28-2番「大正小学校前」、ぐるーりめぐりん17-2番「浅草雷門」※時刻表や停留所の場所については、区HPや路線図をご覧ください。

▷**問合せ** 交通対策課
TEL (5246) 1361



住民税(普通徴収分)の納付は便利な口座振替をご利用ください

7月8日(金)までに申込みと、第2期分から口座振替(自動払込)ができます。

通帳・届出印・預金口座振替(自動払込)依頼書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局、または区役所3階⑩番税務課、区民事務所・同分室へお申込みください。

納期(8月31日(水))に指定の口座から振替をします。

※スマートフォン決済アプリ(クレジットカード払い等)をご利用の場合は、口座振替の取り消しが必要となりますのでご注意ください。

▷**問合せ** 税務課税務係
TEL (5246) 1114

令和4年度の住民税(特別区民税・都民税)納税通知書を6月8日(水)に郵送します

決定した住民税の通知書をお送りします。ただし、次の方には送付されません。

- ①住民税の全額が給与から差し引かれる方(特別徴収)
- ②前年の合計所得金額が135万円以下の

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親

③前年の合計所得金額が次の金額以下の方

- ・扶養親族のいない方 45万円
- ・扶養親族のいる方 35万円×人数(配偶者+扶養親族+1)+31万円

▷**納期限** 第1期は6月30日(木)、第2期は8月31日(水)、第3期は10月31日(月)、第4期は5年1月31日(火)

▷**納付方法** 金融機関、コンビニエンスストア(納付書にバーコードがついている場合)、区役所、区民事務所・同分室での納付書払いのほか、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済(納税通知書同封のチラシをご覧ください)

▷**年金からの特別徴収** 4月1日現在65歳以上で前年に公的年金等所得がある一定の方は、老齢基礎年金等から住民税が徴収されます。

※地方税の臨時特例法により、5年度までの期間については、住民税の均等割額は4,000円(特別区民税3,000円、都民税1,000円)から5,000円(特別区民税3,500円、都民税1,500円)になります。

▷**問合せ** 税務課課税係
TEL (5246) 1103~5

住民税(特別区民税・都民税)第1期の納期限は6月30日(木)です

一人ひとりの納税が、区民の生活を守る施策の貴重な財源となります。納期限までに必ず納付をお願いします。

口座振替(自動払込)の方は、残高にご注意ください。一括納付をご利用の方は、第1~4期の全額が引き落としとなりますので、残高の確認をお願いします。

引き落としの確認については、預貯金通帳の記帳によりお願いします。

また、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済でも住民税を納めることができます。詳しくは、納税通知書同封のチラシをご覧ください。

▷**問合せ** 税務課 TEL (5246) 1114

「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業」を募集します

働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行

う企業を認定し、その取り組みを応援します。申請企業には、希望によりコンサルタントを無料で派遣します(最大5回まで)。

▷**対象** ①区内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する従業員が300人以下の企業や一般社団法人および一般財団法人等 ②労働関係法令を遵守している ③労働基準法第36条の規定に該当する場合は、書面による協定をし、これを行政官庁に届出をしている ④就業規則等の内容が、育児・介護休業法の法定基準を満たしている

▷**認定期間** 2年間

▷**認定によるメリット** ①広報「たいとう」等で、認定企業をPR ②ワークライフバランス資金(中小企業融資のあっせん)の利用が可能 ③認定マークの使用が可能 ④ワーク・ライフ・バランスに関する講座等のお知らせ

▷**申込方法** 申請書(電話で下記問合せ先へ請求、区HPからダウンロード可)、就業規則の写し等を下記問合せ先へ郵送か持参

▷**申請受付期間** 6月20日(月)~8月31日(水)
▷**問合せ** 男女平等推進プラザ(生涯学習センター4階) TEL (5246) 5816

「台東区立図書館に関する意見交換会」の区民委員募集

区立図書館の運営やサービスについて広く意見を聴くために設置する「台東区立図書館に関する意見交換会」の、区民委員を募集します。

※他の委員は、学識経験者や教育関係者等を予定

▷**対象** 区内在住(か)在勤(学)の満18歳以上で、年2回程度の会議に出席できる方(公務員(特別職非常勤職員、会計年度任用職員含む)を除く)

▷**募集人数** 2人

▷**任期** 9月から2年間

▷**選考方法** 書類審査の上、面接(8月実施予定)

▷**申込方法** 下記二次元コードから申込み各図書館で配布する申込書(区HPからダウンロード可)に記入し、右記問合せ先へ郵送また



は持参

▷**申込締切日**

7月8日(金)(必着)

▷**問合せ** 〒111-8621 中央図書館
TEL (5246) 5911

3年度の指定管理者施設管理評価の結果をお知らせします

・**評価の目的**

公の施設としての目的を果たしつつ、サービスの向上や管理運営の効率化等、制度の目的を達成しているかを毎年度評価しています。

・**評価の手順**

3年4月1日時点において指定管理者制度を適用する施設(57施設)のうち、指定期間の初年度と最終年度を除いた49施設(指定管理者が継続指定されている場合は、指定期間の1年目にあたる施設も含む)を対象に、各施設の所管課が評価シートを作成し、全体的な視点から事務局がヒアリングを行い、区の評価として確定します。

・**評価の結果**

施設ごとに、「管理の適正性」「事業の運営」「施設の維持管理」「サービス向上の取り組み」「収入支出」「優れた取り組み」の6つの観点から評価し、これらを踏まえて総合評価を行います。3年度の区の評価結果は、下表のとおりです。

【区の評価結果】

総合評価	施設数
極めて良好	3施設
良好	36施設
適正	4施設
改善指示	0施設

43施設

※台東リバーサイドスポーツセンターは、7施設を一括して評価。

また、第三者評価機関による評価結果については、評価実施施設ごとに公表します。

区民の皆さんから活発なご意見をいただき、今後の施設運営に活かしていくため、評価の結果を区HPで公表しています。

▷**問合せ** 経営改革担当
TEL (5246) 1013



6月23~29日は男女共同参画週間です

~あなたは個性と能力を十分に発揮できていますか~



「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日の6月23日からの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について、理解を深めることを目指しています。

●男女共同参画週間パネル展●

男女共同参画週間にあわせて、下記の期間にパネル展を開催します。

- ▷**期間** 6月23日(木)~29日(水)
- ▷**場所** 生涯学習センター1階アトリウム

●男女平等推進プラザ「はばたき21」●

生涯学習センターの4階にある男女平等を推進するための区の拠点施設です。

◆男女平等推進団体登録制度◆

男女平等社会の実現を目指し活動する団体への支援を目的に、男女平等推進団体の登録制度があります。

◆はばたき21相談室◆

相談の種類	こころと生きかたなんでも相談(要予約)	女性弁護士による法律相談(要予約)
内容	女性カウンセラーによる、自分の生き方や身近な人間関係・パートナーからの暴力・性的指向および性自認などに関する相談	女性弁護士による、離婚や親権、相続などの法律相談
相談日時(1回50分以内)	火・土曜日午前10時~午後4時、水・木曜日午後5時~9時 ※火・土曜日は託児(1歳以上の未就学児)あり	第2水曜日午後1時~4時 第3木曜日午前10時~午後1時、第4火曜日午後4時~7時
相談方法	面接(女性のみ)、電話(どなたでも)	面接(女性のみ)、電話(女性のみ)
申込み問合せ	男女平等推進プラザ(予約受付時間午前9時~午後5時) TEL (5246) 5819 ※日曜日、第1・3・5月曜日(祝日の場合は翌日)を除く ※法律相談の予約は、相談日の属する月の1日から受付	